

第3次生物多様性国家戦略（総点検関係部分抜粋）

第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

第2節 基本戦略

3. 森・里・川・海をつなぐ確保する

- 人の手があまり加わっていない奥山地域は、全国レベルの生態系ネットワークの骨格として重要であり、脊梁せきりょう山脈を中心に国土の14%以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は生物多様性の保全の屋台骨としての役割を担っているといえます。その役割を積極的に担いつつ、自然公園における優れた自然の風景地の保護を多様な主体の参画により進めていくため、制度面のあり方を含め必要な方策に関して検討を行います。また、自然環境や社会状況の変化や風景評価の多様化に対応して、国立・国定公園の資質に関する総点検を行い、国立・国定公園の全国的な指定の見直し、再配置を進める中で、生態系ネットワークについても考慮した指定の拡大を図ります。その際、優れた自然の風景地の対象として「照葉樹林」、「里地里山」、「海域」などについて積極的に評価を進めていきます。特に鹿児島県の奄美群島や沖縄県のやんばる地域などに見られる照葉樹林については、国立公園の指定や保護林の設定も視野に入れ、適切な保全・管理にむけた取組を進めていきます。

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第1章 国土空間的施策

第2節 重要地域の保全

2 自然公園

2.1 自然公園の指定など【具体的施策】

- 自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、すべての国立・国定公園の指定状況について、5年を目途に全国的な見直しを行います。その結果を踏まえて、国立・国定公園の再編・再配置を進めます。その中で、特に優れた自然風景地の対象として「照葉樹林」「里地里山」「海域」などについて積極的に評価を進めていきます。（環境省）
- 自然林と自然草原（植生自然度9、10）の極めて自然度の高い地域については、自然環境の保全を直接の目的とする国が指定する他の保護地域制度とあいまって、長期的に地方ごとにまとまりのある十分な広がりを持った地域を保護の対象とすることを目指し、優先度の高い地域から段階的に公園区域の拡充を図ります。（環境省）

第9節 沿岸・海洋

1 沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全

1.2 海洋生物多様性の保全のための保護区【具体的施策】

- 国立・国定公園の総点検事業（平成19年度～）により、生物多様性保全の観点なども踏まえ、優れた海域の評価方法を見直し、関係機関と調整を図りながら、海域における国立・国定公園の指定・再配置や海中公園地区の指定区域見直しを進めるとともに、必要に応じて海域の適正な保全及び利用を進めるために自然公園法を見直します。また、海中公園地区については、捕獲規制の対象となる種を見直し、保全を推進します。（環境省）